

諮問番号：諮問第 214 号

答申番号：答申第 214 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市東福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条の規定に基づく保護費返還決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

福岡市東福祉事務所保護課のミスなのに 170,000 円の返金を請求された。納得できないので、他の人や保護課から不服申立ての方法があると聞いて審査請求をすることにした。

処分庁からの 170,000 円の返還請求には応じられない。

障害者手帳を作って、ほけん課で受け取った時に、保護費の増額があると思うのでと言われた。保護課で確認してくれと言われた。保護課で確認したところ、18,500 円ぐらいの増額がありますと言われ、もらっていた。9 か月経った時にやっぱり増額がなかったと言われ、約 170,000 円の返金をしてくれと言われた。全て保護課のミスなのに、返金をしないといけないのか。審査請求人は、生活保護で最低でやっているのに返金はできない。

保護課のミスで返金になったのに、保護費から引いてもらえない。なんで審査請求人が郵便局に払いに行かなければならないのか。6 月に 2,000 円払った。あとに、不服申し立てができることを知ったので、6 月は払ってしまった。保護課のミスだから絶対に払いたくない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分における処分庁の判断過程に不合理な点はなく、ケース診断会議において

自立更生費の検討を行った上で、法第 63 条の規定に基づき行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

(1) 法第 63 条に規定する資力の有無、費用返還義務及び返還対象額について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 7 の 2 の (2) のエの (ウ) の本文では、保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこと、同ただし書では、「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号）別表第 1 第 2 章の 2 の (5) にいう障害者加算を行うべき者については、その事由の生じた日から日割計算により加算の認定変更を行って差しつかえないことを定めている。

また、「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」（平成 7 年 9 月 27 日付け社援保第 218 号厚生省社会・援護局保護課長通知。以下「平成 7 年課長通知」という。）の 1 の (1) では、障害基礎年金（以下「年金」という。）の受給権を有する者の場合、障害の程度の判定は原則として年金に係る国民年金証書により行うが、精神障害者保健福祉手帳（以下「精神手帳」という。）を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、精神手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となる当該傷病について初めて医師の診療を受けた後 1 年 6 月を経過している場合に限り、年金の裁定が行われるまでの間は精神手帳に記載する障害の程度により加算に係る障害の程度を判定できるものとされている。

令和 3 年 7 月 7 日、処分庁は審査請求人から精神手帳 2 級（令和 3 年 5 月 20 日交付）の写しを受領しており、同月 8 日、福岡市東福祉事務所の職員は、審査請求人が通院していた医療機関に電話連絡し、審査請求人の初診日が平成 28 年 7 月 13 日であることを確認している。同日、処分庁は審査請求人に対し、令和 3 年 6 月分から障害者加算（17,870 円／月）を認定しており、令和 3 年 6 月分から令和 4 年 2 月分までの障害者加算額の合計は 160,830 円（17,870 円／月×9 ヶ月）である。

しかしながら、令和 3 年 6 月時点で、審査請求人は年金を受給しておらず、福岡市

東福祉事務所の職員は、令和4年3月28日に審査請求人から年金裁定請求書の受付控えを受領しており、同日より前に審査請求人が年金裁定請求を行った事実はない。

そうであれば、審査請求人は令和3年6月から令和4年2月の間、年金を受給しておらず、年金の裁定請求も行っていないことから、同期間において障害者加算は誤って認定されたものであり、「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」者であると認められる。

また、令和3年6月から令和4年2月まで、処分庁が審査請求人に支給した保護費は160,830円以上であることが認められる。

したがって、処分庁が、審査請求人に支給した障害者加算額160,830円を返還対象額としたことについて、違法又は不当な点はない。

(2) 返還額の決定について

ア 法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である（福岡高裁令和元年7月25日判決・判例地方自治455号72頁参照）。

イ 本件処分に係る不当受給事件報告書には、自立更生について「検討の結果、世帯の自立助長を阻害するとは認められないため、自立更生費は不要と考える。」と記載されており、処分庁が本件処分にあたり、自立更生の有無について検討したことが認められる。

また、福岡市東福祉事務所の職員は、令和4年2月4日に審査請求人に対し保護費の返還が必要であることを説明しており、本件処分が行われる令和4年5月10日までに、審査請求人は、自立更生費について、福岡市東福祉事務所の職員に申し出る機会があったといえるが、審査請求人から自立更生費について処分庁に相談した事実は認められない。

そうすると、処分庁が審査請求人に支給した 160,830 円全額の返還を求めると判断したことに合理性がないとはいえず、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものであるとは認められない。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、生活保護で最低でやっているのに返金はできないと主張している。

この主張は、本件処分による返還額について、不服であるものと解されるが、処分庁は、今後の方針として、必要に応じて分割返還することを決定しており、令和 4 年 6 月 1 日付け「履行延期承認（不承認）通知書」には、元本債務金額 160,830 円の履行延期及び納入金額の分割についての記載があり、納入金額については月 2,000 円とされている。また、令和 4 年 3 月 1 日時点での審査請求人世帯の生活扶助と住宅扶助の合計額は 112,560 円であることが認められる。

このことから、処分庁は本件処分に際し、元本債務額の履行延期や分割納入など、本件処分に際し、審査請求人世帯の自立性に与える影響をより小さくする配慮を行っており、毎月の納入金額 2,000 円は、審査請求人世帯の保護費を考慮すると、世帯の自立性に影響を与える額であるとはいえないので、審査請求人の主張を採用することはできない。

イ 審査請求人は、保護課のミスで返金になったのに、保護費から引いてもらえないと主張している。

「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成 18 年課長通知」という。）IV の 3 は、法第 63 条の返還金に係る債権が、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったときを原因とするものである場合は、法第 77 条の 2 の規定は適用できず、自ずと当該返還金を保護金品等から徴収することもできないとしている。

このことから、本件処分の返還対象額は、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって保護金品の交付が行われたものに該当し、法第 77 条の 2 の規定は適用できないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

以上のことから、返還額の決定について、処分庁に裁量権の逸脱又は濫用と認められるところはなく、本件処分を行ったことについて違法又は不当な点は認められない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 5 年 7 月 7 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 5 年 8 月 18 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

局長通知第 7 の 2 の(2)のエでは、障害者加算に係る障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこととされている。

また、平成 7 年課長通知 1 の(1)によれば、年金の受給権を有する者の場合、障害の程度の判定は原則として年金に係る国民年金証書により行うが、精神手帳を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、精神手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となる当該傷病について初めて医師の診療を受けた後 1 年 6 月を経過している場合に限り、年金の裁定が行われるまでの間は精神手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとされている。

審査請求人は、年金の受給権を有していたが、令和 3 年 6 月から令和 4 年 2 月までの間、年金を受給しておらず、年金の裁定請求も行っていなかった。処分庁は、本来であれば、審査請求人に対し年金の裁定請求の有無について確認することが必要であったにもかかわらず、それを怠り、同期間中誤って障害者加算を認定し合計 160,830 円を支給している。

そして、令和 3 年 6 月から令和 4 年 2 月まで、処分庁が審査請求人に支給した保護費は 160,830 円以上であることが認められる。

よって、処分庁が、審査請求人に対し支給した障害者加算額 160,830 円について、法第 63 条に基づく返還対象額としたことに違法又は不当な点は認められない。

返還額の決定に当たって、処分庁は、自立更生費についての検討を行った上で、控除すべき額はない旨の判断をしたことが認められる。

また、審査請求人から処分庁に対し、自立更生費について処分庁に相談した事実は認

められない。

以上のことから、処分庁が本件処分を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

なお、付言すると、生活保護法は、すべての国民に対し無差別平等に最低限度の生活を保障するものであり、保護の決定実施に当たっては、公平・公正な取扱いに努める必要がある。当審査会は、保護の実施機関たる処分庁に対し、誤った処分が保護受給者の生活に与える影響を真摯に受け止め、法令及び保護の実施要領等を熟知し、これを遵守することを求める。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小 原 清 信

委員 内 田 敬 子

委員 谷 本 拓 也